

政治倫理審査会記録  
(対象議員：矢田松夫議員)

令和4年12月20日

【開催日】 令和4年12月20日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後5時57分

【出席委員】

会 長	奥 良 秀	副 会 長	吉 永 美 子
委 員	伊 場 勇	委 員	大 井 淳 一 朗
委 員	白 井 健 一 郎	委 員	藤 岡 修 美
委 員	中 島 好 人	委 員	宮 本 政 志

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

傍 聴 議 員	中 岡 英 二	傍 聴 議 員	福 田 勝 政
傍 聴 議 員	古 豊 和 恵	傍 聴 議 員	森 山 喜 久

【事務局出席者】

事 務 局 長	河 口 修 司	事 務 局 次 長	島 津 克 則
事務局主査兼議事係長	中 村 潤 之 介		

【審査内容】

- 1 関係者に対する事情聴取
- 2 その他

---

午前9時 開会

---

奥良秀会長 第7回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。  
報道関係者から本日、写真撮影をしたいとの申出がありましたので、これを許可いたします。前回の審査会で参考人招致ということで、山田議員に対しまして参考人として出ていただくよう要請しております。これについて報告させていただきます。どのような回答が来たか、お手元にお配りしております。私が読ませていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）2022年12月19日付け

で山陽小野田市議会議長高松秀樹様宛てです。市議会議員山田伸幸ということで、政治倫理審査会（対象議員、矢田松夫議員）の参考人出席要請について、12月16日にメールにて山議第1450号の参考人出席要請を受け取りました。既に回答してきましたが、矢田議員を対象とする政倫審の設置請求趣旨に照らして、私が出席しなくてはいけない理由はありません。また、伝え聞いたところによると、私が「出席拒否しても、何回でも要請する」との意見もあると聞きました。政治倫理審査会の責務は、公平公正な議論が求められるところではありますが、現在の状況は政争の場と化しているのではないのでしょうか。私は出席できない理由を述べているにもかかわらず、参考人となる理由と必要性について、何ら具体的な説明がされていませんということで、12月19日に受付をしております。本日、参考人としては来られていません。以上、報告させていただきました。これにつきまして、前回から参考人を呼んで話をしたいということだったんですが、それもかなわないという状況になっております。今後、どのように審査会を進めていくか、この場で協議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）今後、どのようにしていくかということで、委員の皆様の御意見があれば、出していただければと思います。

藤岡修美委員 出席できない理由である政倫審の責務、公平公正な議論を求めするために山田議員の出席を求めています。もともと森山議員に対する政倫審の調査請求書の請求者の1人として、山田議員の名前があります。当然、山田議員の意見というか、その辺りを政倫審としても聞く機会が必要ですので、山田議員が出席できないのであれば、この政倫審を開いても意味がないと思います。改めて山田議員の出席を求めたいと私は考えます。

奥良秀会長 請求者の中に山田議員の名前があるから、きちんと話を聞きたいということですね。分かりました。そのほかに御意見はあるのでしょうか。

伊場勇委員 出席要請について、山田議員が来られないのは非常に残念だと思います。山田議員も文書で書かれているとおり、藤岡委員もおっしゃいましたが、公平公正な調査をする上で、山田議員に来ていただきたいと思っているわけです。調査に協力していただきたいという、ほんとにそれだけを私は思っております。そこに来ていただけないのであれば、なかなか審査も進むことができないんじゃないかと変わらずに思っております。

奥良秀会長 分かりました。公平公正な議論をさせていただきたいということですね。

宮本政志委員 藤岡委員と伊場委員が言われたことは、私も全く同じです。事務局に確認したいんだけど、パソコンで作った文章で印鑑も押していないけど、これは誰が事務局に出しましたか。山田議員、本人ですか。

島津議会事務局次長 これはメールで届いたものです。

宮本政志委員 メールで事務局に山田議員から届いたものを受理したということで、プリントアウトして、受付印を押してあるということだから、間違いなく山田議員からの返答ということでよろしいですね。

島津議会事務局次長 メールアドレスも山田議員のもんですから、山田議員から提出されたものとして取り扱っております。

奥良秀会長 本人のものということですね。そのほかに御意見がありますか。

白井健一郎委員 私も議員必携を買ったんです。今回は審査会ですから、準用できると思うんです。委員会における参考人招致のところ、参考人については、100条調査の場合の証人とは異なり、出席についての法的強制力や発言についての罰則はないと明示してあるんです。出席につい

ての法的強制力はないということは、何度も繰り返し呼ぶということはいできないんじゃないでしょうか。私はそう思いました。

奥良秀会長 白井委員が言われたのはごもつともで、法的にとか、そういったもので出席を絶対しなくてはいけないとはなっておりません。あくまで、道義的、任意的だと思います。その辺、皆さんは分かっているんじゃないかなと思います。

中島好人委員 山田議員は、矢田議員を対象とする政倫審の設置請求趣旨に照らして、私が出席しなければならない理由はありませんと言っているわけですから、出席を求める根拠を審査会できちっと示して、同じような形ではなくて、きちっとした根拠を示して、出席を求めるとか、そういうのが大事じゃないかと思えます。私は、対象となる四つの事由の内容を見ても、山田議員が出席しなければならないものがどこにあるのか、どこを明らかにしなければならないのか、全く分からない。皆さんが是非山田議員をといるなら、出席を求める根拠というか、この第1項についても聞きたいとか、この内容について聞きたいというのを示さない限り、平行線になってしまうんじゃないかなと思えます。いかがでしょうか。

奥良秀会長 出席の根拠を示してほしいということなんですが、前回の審査会でもそうですが、根拠となるのは、請求書の中にある4項目が全てだというような意見が審査会でも出ております。そのほか、もっと具体的に出せるのかというところもありますが、その辺はいかがでしょうか。

大井淳一郎委員 山田議員からこのような文章が出されました。私たちに参考人となる理由と必要性について具体的な説明がされていないと言われておりますが、山田議員も同様に出席できない具体的な理由を述べられていないんです。政倫審の設置請求趣旨に照らしてとしか書いていないですから、もうちょっと具体的に、例えば、今回のこの請求のこういうと

ころは自分には関係ないとか書いてればまだしも、そこはちょっと疑問に思います。これは私の意見なんですけれども、矢田議員が議会の制度を知らない市民を利用していたとか、議会の制度を知らない市民を利用することにより、同僚議員の名誉を損ねたと書いてあります。矢田議員が単独でこのような行動を起こしたのか。森山議員対象の政倫審で共同の請求者になっておりましたんで、共産党議員団の2人と共同して市民を利用したのかははっきり知りたいところがあるんです。それによって、中身も変わってくるかなと思います。全く関係ないというのは、ちょっと私もどうかなと思っています。山田議員はいまだに明るいまちで、この森山問題をずっと書き続けております。言い方は悪いですけど、外からずっと石を投げている状況です。このまま関係ないと言っていいのかなと私は思いました。

奥良秀会長 大井委員からは、明るいまちの件も出ましたし、山田議員がどこまで一緒にやられたか、矢田議員とやられているのか、やっていないのかをはっきりしてほしいというような意見だと思います。

白井健一郎委員 今の大井委員の意見を聞きまして、私はこういうふうに考えます。山田議員を呼ぶ場合は、先ほど請求内容1から4が出ていますけれども、1、3、4にかぶっている市民を利用して出させたということについて聞くというように範囲を限定するなら、山田議員を呼んでもいいかなと思います。

奥良秀会長 白井委員は、1から4のうちの1であれば1と限定して、参考招致をしたほうがいい、具体的に伝えて、参考人招致したほうがいいと言われました。ほかに何か御意見があれば、お願いします。

吉永美子副会長 この前も申し上げましたが、私としては、山田議員に来ていただいて、より審査を深めるというところで10月28日に特に反対もなく決めたというところは、尊重させていただきたいと思っています。

山田議員もなぜできないのかという理由を具体的に示すべきであるという大井委員の考え、こちらからももっと具体的にこのようなことを聞きたいんだということを出したほうがいいのではないかという白井委員の考えとも同感です。

奥良秀会長 分かりました。具体的に参考人招致をするのであれば、具体的な内容を書くべきだということも出てきました。今の状況のままでは、山田議員の参考人招致というのは、多分かなわないのかなとは思っていますが、今からどのようにしていきますか。

宮本政志委員 今の一連の皆さんのお考えをお聞きして、これは以前この審査会で議決していることです。矢田議員と以前参考人に来ていただいた樋口さんを同時にこの場に呼んでというのは、もう決まっていることです。それに当たって、いろいろ多岐にわたって、山田議員本人から聞きたいことがありますから、先ほど白井委員が言われるように、事前にこういったことをこうでというのは、ちょっと難しいかなという考えです。ですから、山田議員の参考人招致をもう一度、この会で正式に会長のほうから要請していただくと。それには事前にどうこうというのはなく、もう一度、呼んでいただくという方向性で、ちょっとここで決を取るのには適さないでしょうから、その辺りは会長の判断にお任せしたいと思っております。

奥良秀会長 宮本委員からもう一度、山田議員を参考人招致として呼んでいただきたいと。理由としても、請求内容そのままということで、特になしということで、呼んでいただきたいということです。

中島好人委員 白井委員や大井委員、吉永副会長も言いましたように、前回も私はたしか言ったと思うんですけども、議員必携には、委員会が参考人の出頭を求めることを決定した場合は、その旨を議長に通知し、議長は参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件、その他必要な事

項を通知しなければならないとあるわけですから、この規定に基づいて、具体的に示すべきではないかと思います。

白井健一郎委員 政倫審を何回も開いて、そして時々議決に近いこともありました。そちらの方々とこちらというか2名ですけど、意見が分かれたときに、こちらは飲んだんですよ。あくまで議事を進めなくてはいけないという前提の下に飲んだんです。先ほどの話を聞いていると、今の段階では、必ずしもそちらが多数で、こちらが少数ではないと思うんです。ここは簡単にフリーハンドで山田議員を呼ぶということは、私としてはまだ納得できません。それなら、ちゃんとどういう事実を聞くのかということ、何を明確にした上で呼ぶのと、どちらがいいのかということの決を取ったほうがいいと思います。

奥良秀会長 白井委員は、どういう内容かというよりも、呼ぶか呼ばないかの判断を1回ここで取ったほうがいいのかということですか。

白井健一郎委員 呼ぶにしても、この事実を明らかにするんだとか、これを聞きたいということをもうちょっと明確にすべきという意見です。

伊場勇委員 今回で第7回の審査会で、今までたくさんの事実確認をしてきました。議事録も全部公開されています。恐らく対象の矢田議員も、調査請求を3人で出されたうちの1人である山田議員も見られていると思います。だから、明るいまちとかいう新聞にも書かれているんだろうと思います。そこで、聞くことを限定する意味がよく分からない。それ以外のことを質問したときに、範囲外なんで答えませんとなってしまう可能性もあるのかなと思ったりします。本当に分からないことは分からないでいいんですよ。それはちょっと分かりませんか、答えられませんとかでいいと思うんです。そのことを今からしようということなので、もちろん呼ぶ理由については、この政倫審の対象である矢田議員の一連の行動について、行動を共にされている部分がありますから、そこについ

て確認させてください、協力してくださいということです。そこまで限定して、この日のこの日時のことについてを聞きますみたいなことなら、それ以外は聞けないんですかとなってしまいます。山田議員も公職で議員として活動されていると思うので、その立場も踏まえて考えていただきたいなと思っているんです。

宮本政志委員 伊場委員が言われたことは、正にそのとおりです。白井委員、中島委員、副会長にお聞きしたい。例えば、今後、山陽小野田市議会で参考人招致が行われる場合は、事前に参考人に何を聞くかを全て明示すべきだという前提でおっしゃっているのか、あるいは、この度の山田議員のみに対して事前に知らせるべきだと思っておられるのか、別にお三方ではなくてもいいけども、お聞きしたい。今の私の質問に対して、きちっとした明確な論拠があって、私もそれに納得できたら賛成しますが、事前に山田議員に内容を明示すれば、白井委員も中島委員も副会長も御納得でしょうから、私に論拠を示していただきたい。納得できるのであれば、お三方に賛成しますよ。答えてみて。

吉永美子副会長 私は積極的に限定をしたほうがいと申し上げた気は一切ありません。大井委員が言われたように、なぜできないのかというのを山田議員も出してほしいと。そうであれば、こっちもこのような思いでこうですということをもう少し詳しく書いたほうが、山田議員が出やすくなるんじゃないでしょうかということでも申し上げたつもりです。そういう意味です。

中島好人委員 森山議員を参考人に読んだときは、きちんと項目も挙げて、それで来てもらった。その項目に従って、文書でこちらに回答した。それ以外にも、こちらから質問した経緯がありますので、それにのっとって進めていけばいいんじゃないかなと思います。

奥良秀会長 暫時休憩します。

---

午前 9 時 2 3 分 休憩

---

---

午前 9 時 2 5 分 再開

---

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。まず、説明をよろしくをお願いします。

島津議会事務局次長 森山議員に対する出席要求については、政治倫理条例第 5 条に基づき行われた森山喜久議員を対象とする調査請求についての事情を聴取するためということで送付しております。

白井健一郎委員 この中で森山議員を対象とした政倫審の委員になっていないのは私だけなんですけれども、第 1 回目から第 2 回目のときに、宮本委員から、森山議員を対象とした政倫審と矢田議員を対象とした政倫審は、全く趣旨が違うと聞かされているものですから、簡単に森山議員を対象とした政倫審でこうやったから、矢田議員を対象とした政倫審でも同じようなことをやればいいんじゃないかというのは通用しない理屈だと思います。

奥良秀会長 延長動議をさせていただきまして、5 時を過ぎても審査会を開いていこうと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは休憩に入ります。

---

午前 9 時 2 5 分 休憩

---

---

午後 5 時 2 0 分 再開

---

奥良秀会長 皆様お疲れ様です。休憩を解きまして、政治倫理審査会を再開さ

させていただきます。まず、皆様に資料を配っておりますので、資料の説明を事務局にお願いします。

島津議会事務局次長 森山議員を審査会に呼んだときの出席要求についてということで、資料をお出ししております。このときは、第7条第2項に定める被審査議員となります。日時と場所、それから事件について、第5条に基づき行われた森山議員を対象とする調査請求についての事情を聴取するためということで、森山喜久議員に政治倫理審査会への出席を要求しております。

奥良秀会長 午前中の審査会の中で、調査請求の内容がどうかという話があった中で、審査会では、調査請求というだけで、参考人を招致しております。

白井健一郎委員 第7条第2項という規定が出てきたので、私も読んだんですけど、皆様にはもう一度、第7条第2項と第4項を見ていただきたいんです。森山議員は、第2項の被審査議員ということで呼ばれています。今回、山田議員を呼ぶときは、第4項の関係者ということで呼ぶことになると思うんです。この後の表現を見ると、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聞きとなっていて、明らかに第2項は事情聴取しという厳しい言い方です。事情聴取と説明若しくは意見を聞きというのは違うと思うんです。ですから、同じようには扱えないと思います。

大井淳一朗委員 例えば、参考人を呼ぶとき、出席要求をするときに、根拠規定が森山議員と山田議員では異なるのは分かります。ここで言いたいのは、出席要求をするときに、これについて、これについてと細かく書いてなくても、山田議員の場合第7条第4項になると思うんですが、第7条第4項の規定により出席を求めますというだけで呼べるということが言いたいんじゃないですか。そういうことだと思います。根拠規定が違うのは一緒です。第7条第4項により、出席を求めますだけで、例えば、

これについて聞くと細かく書かなくてはいけないという議論だったじゃないですか。そこまで書かなくてもいいということだと思います。

中島好人委員 出席要求は、たしかにそうだったですけども、審査会の審議の中で、こうした点について参考人に聞こうという項目をたしか挙げて、参考人が来たときに、その1の項目はこうです。2の項目はこうです。3の項目はこうですと回答をされたのが、本人が来られたときの内容だと思います。たしかにこれはそうかも分らんけども、審査会の中でそういうことを求めた経緯があるのではないかと思います。ですから、そんなに細かく言わなくても、ある程度の大まかな項目ぐらいは挙げないといけないんじゃないかなと思っております。

奥良秀会長 大井委員は、第7条第4項で参考人として来ていただけるのではないかということと、中島委員は、細々とまではいきませんが、どういったことを聞きたいというところを少しは出すべきではないかという意見です。

白井健一郎委員 先ほどの意見をもう一度繰り返します。第7条第4項によると、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができます。明らかに第2項と比べて断る事由があると思うんです。

奥良秀会長 絶対に出なくてはいけないとは決まっていなっております。その他の委員の方は、御意見がありますか。

宮本政志委員 先ほどの中島委員の発言と、その後の奥会長の発言は、ちょっとニュアンスが違う受け止め方をしたんだけど、細々と書くんじゃないかって、大まかにでも書いていただけたらと中島委員が言われたと僕は受け取ったの。それでいくと、山田議員に対して調査請求についての事情を聴取するという大まかな内容を明示して、文書で送ればいいということ

なのかなあというのが1点と、もう一つ、仮に中島委員が言われるような方法を取れば、山田議員は参考人招致として出席するという言質を取られて言っているんですか。その2点を確認します。

中島好人委員 呼ぶ以上は、きちんとした根拠が必要だと言っているわけですが、そもそも呼ぶ必要はないと僕は思っています。項目の1から4のどこを山田議員に聞きたいのかという点について、きちんとしていくのなら根拠となるから、示せばいいです。だから、どこにも呼ばなくてはいけないというところがないので、必要ないと僕は思っています。

宮本政志委員 矛盾する二つを言ってはいけませんよ。山田議員を参考人として呼ぶ必要がないと結論づけているのに、呼ぶのなら、こういうふうに何を聞くかを羅列して出せばいいじゃないかということは、矛盾します。一切呼ぶ必要はないということよね。羅列して、何を聞くかを伝えたら、山田議員が出るという言質も取っていないですよ。

中島好人委員 そういう項目はないと思うので、呼ばなくてもいいと僕は思っています。そういう個々の項目は、僕から提起することはないということです。

白井健一郎委員 第7条第4項にこだわりますけれども、審査会は必要があると認めるときはと書いてあります。つまり、必要があると認めるときは審査会側が提示しなくてはならないということだと思います。その必要があると認めるときというのが、ただ、山田議員が矢田議員と帯同していたからという理由ですか。

宮本政志委員 藤岡委員も伊場委員も私も、それも含めて、いろいろな全てのことを前提に必要と認めているんです。私ら3人は、必要と認めている、必要なんだと認めているんです。だから、このまま審査を続けることはできませんと私ら3人は言っているの。それを踏まえた上で、審査会で

山田議員の参考人招致を必要と認めると議決すれば、また同じ手続をすることになるんじゃないんですか。

奥良秀会長　ちなみに10月28日で参考人招致については、この審査会で、皆様の意見で呼ぶように決定しているということもあります。

白井健一郎委員　そのときにそういう流れになったのは理解できています。ただ、もう一度よく第7条第4項を見るとという話です。この必要があると認めるときはという必要性ですよ。当初の事務局の説明では、例えば体調が悪いときとか、どうしても出頭できないときというふうに限られていたと思うんですが、改めて読んでみると、必要性というのは、もっと積極的なもので、本当に呼んで、事情を聞かなければいけないという必要性を出さなくてはいけないんじゃないでしょうか。そういうふうには私は解釈します。

宮本政志委員　前回から、山田議員の参考人招致は継続していますが、改めてこの場でもう一度議決を取る必要があるかどうか。それをもう一度、再確認させてください。

島津議会事務局次長　この場というか、通常であれば、出席していただく日時、それから場所、内容等を決めて、議決すべきものであろうと思います。会としての意思是、参考人招致をする方向でやられているので、前回も奥会長と副会長が下話で、いつ出られるのかという話をしたと思います。通常であれば、そこで出ていただく日にちが決まって、実際は参考人にいつ、どこで、何を聞く、何を聞くというのは事件のことを議決すべきであらうと思います。

宮本政志委員　次長が言われたのは、前回もそう言われているんですよ。だから、今から審査会でそれを決めていけばいいんじゃないですか。もう必要ないのか、必要であるなら、いつ呼ぶかというのを決めたらいいんじゃない

やないですか。中島委員と白井委員に私が思うのが、我々は議員でしょう。例えば、自治会長とか、一般の市民の方を参考人として呼ぶ場合と、議員という立場で呼んでいるという場合と、その辺りはきちっと線引きしていただいて、議員の立場や義務といったところを少し踏まえて考えていただけたらとは思っています。

白井健一郎委員 今の意見にちょっと反論しますけれども、この第7条では、被審査議員と関係者という二つにしか分けてないんですよ。関係ある議員という表現はありません。

伊場勇委員 そういった表現はないですけどもという話を宮本委員は、おっしゃったと思います。必要性を余り感じていないということですが、私と宮本委員と藤岡委員は必要性を感じているんです。(発言する者あり) 必要があると、もう何回目ですか、3回目か4回目になりますけども、矢田議員を対象に審査している中で、主従関係といいますか、主従関係というのは大井委員が使った言葉ですが、矢田委員と共産党市議団として、中島委員との関わり方は中島委員がいらっしゃいますので、聞けませんが、山田議員と矢田議員の関わり方は、呼ばないと分からないですよ。例えば、資料の使い方等についても、市民に対して不快な思いをさせたんじゃないかとか、そういったところを審査しているので、必要性についてはそういったことを山田議員に確認して、その結果どうなんだという次の議論にも入るんじゃないかなと思っています。必要性については、今の事項です。それを羅列してというのがふさわしいかどうかというと、ふさわしくないと思っていて、広くこの事案について聞きたいとお呼びするだけで十分足りることだと思います。

白井健一郎委員 呼ばないと分からないから、呼んでもいいんだということにはならないと思うんです。つまり、大体どういう主張が出てくるのかという、これは疎明というんですけど、大体の事情が分かった上で、こういう事実を証明したいから呼びたいんだということにならないと、大体

の基礎となる事情をお互い共有しておかないと、何が出てくるか分からない状態と呼んでも、有益な聞き取りができるか分からないと思います。

奥良秀会長 お呼びしたいという意見の中では、矢田議員と山田議員にどのような接点があったのかということをお山田議員から説明というか、証言というか、話が聞ければというところですね。

中島好人委員 4点の審査の項目は、全て前の提出者がどういう形で出したかという項目が含まれているわけです。僕らは、出された後の協力体制はあります。その前には協力体制はありません。これは私と山田議員に共通している点なんです。1から4の項目については、うちには何ら関係ない話だから、山田議員が来る必要はないと言っています。

大井淳一朗委員 山田議員は、明るいまちの実質的な執筆者です。この森山議員対象の調査請求が出される前から山田議員はこの問題を取り上げています。全部明るいまちに書いてあることだから、オープンな情報だと思うんですけども、創政会に質問状を出したり、あるいはこの調査請求が出る前から彼は記事をずっと書いています。矢田議員が市民を利用してというときに、山田議員と矢田議員が一緒になって市民を利用していたのか、市民を利用したかどうかは皆さんの判断なんですけど、矢田議員が単独でやったのかを私は知りたいんです。ほかの委員の方はまた別のことを聞きたいのかもしれませんが、私が気になるのはそこなんです。だから山田議員を呼ぶ必要があって、山田議員の口から、私も明るいまちを書いてきたけど、矢田議員とは全然関係ないですよとか、実は一緒にやっていて、この問題を情報共有していたんですよとか、そういう情報を聞きたいんです。それによって、調査請求の事由の内容の判断ができると思うんです。私はそこを知りたいという意味で、必要性があると思っています。

奥良秀会長 大井委員が具体的に何を聞きたいか述べられました。

中村議会事務局主査兼議事係長 参考人という言葉は、自治法に規定されており、本会議とか委員会において使われる言葉です。政治倫理審査会は、委員会ではないものの、関係者というところから参考人招致という言い方になっています。こういう制度がある理由は、委員の8人の方では解明できない部分があるからではないのでしょうか。原理原則はそこではないかと思います。8人で審査が全部完結できる内容であれば、そもそも呼ぶ必要がないんだと思うんです。必要があるというところを白井委員もおっしゃっていましたが、結局、そこだと思うんです。委員の8人で解明できるのであれば、呼ぶ必要はないですし、大井委員がおっしゃるように、この部分について聞きたい部分があって、解明できないんだという本当にその1点だけではないかなと思います。必要があるときというのは、文言にあるとおり審査会が判断することであって、必要があるかないかは、参考人が決めることではないとは思います。とはいえ、強制力はないというのはこれまでの議論だと思います。

奥良秀会長 宮本委員からは、もう一度、参考人として呼ぶか、呼ばないかということ審査会として判断したほうがいいんじゃないかという意見もありましたが、どうでしょうか。どのように進めていきたいと思いますか。

白井健一郎委員 先ほど中島委員が言われた調査請求を提出した時点では、共産党の方々は関わっていなかったということは、かなり説得的な話だと思うんですけども、その点に関してどう思われますか。

奥良秀会長 関係しているか、関係していないかで、中島委員は関係していないと。それはあくまで山田議員も同じだという中島委員の意見です。

大井淳一郎委員 言われるとおり中島委員と山田議員は同じ政党なので、中島委員の言われることは信ぴょう性があるかもしれませんが、私が前から言っているのは、明るいまちで書いていたんですよね。森山議員対象の

調査請求を書く上で、矢田議員と情報共有していたのかが分からないんですよ。そこを聞きたいんです。全くやっていない、独立して2人がやっていたのか。矢田委員と一緒に情報共有しながらだったのか。それによって違うんじゃないかなと思います。私はそこだと思います。

奥良秀会長 大井委員は先ほどから情報共有があったかなかったかというところですね。

宮本政志委員 大井委員と近いんだけど、中島委員だって365日24時間ずっと山田議員と一緒にじゃないでしょう。山田議員がいつ誰に電話して、どういう話をしたか、全て理解しているわけではないでしょう。あなたの意見はあなたの意見として聞いている。だけど我々3人は、いろいろ解明したいところを山田議員に参考人として来ていただいて、そしてというところを一貫して言っているの。それを理解していただきたいと言っているの。

中島好人委員 矢田議員と山田議員は、物すごい仲が悪かった。（発言する者あり）いやいや、どちらかといえば、僕が矢田議員との間を持ってきた。むしろ中島と矢田議員のほうに秘密があるんじゃないかと皆さんが問うのが筋なんです。山田議員と矢田議員との状況、一緒になってやっていたんじゃないかというのは、あり得ないです。

大井淳一郎委員 今ちょっと台所事情みたいな話がありましたが、それを山田議員に確認したいんですよ。はっきりここに出てきて、自分で独自でやってきた、矢田議員とは関係ない、調査請求が出された後に3人が共同してとか、それを言えばいいと思うんです。僕が言うのもおかしいんだけど、それを山田議員が出てきて言えばいいだけのことなんです。中島委員が言われるのは、信ぴょう性が高いと思いますけど、それをあえて確認するための参考人招致だと思っています。

奥良秀会長 どうでしょうか。参考人招致として、もう一度、皆様の御意見  
というか、判断したほうがよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

白井健一郎委員 私は先ほどの大井委員の意見は、かなり説得力がある話で、  
私は説得されかけています。ただ、大井議員の理屈にも私は弱点がある  
と思うんです。というのも、呼んだときに何を聞くかというところで、  
関連のところを聞くように大井委員は言っているんですけど、そちらの  
方々はそうではなくて、幅広くもっと聞けるだけ聞こうという意図が見  
えるので、それはちょっと問題ではないかと思っているわけです。

宮本政志委員 白井委員、もう少し地方自治法とか我々議会、議会人、それか  
ら個人の議員としての立場とか、考え方とか、どういうふうな立場でと  
いうことをもう少しいろいろ読み込んでください。私らが全く関係ない  
ことを質疑した場合は、会長が止めますし、取り消されたり、止めます  
よ。幅が広かろうが、狭かろうが、どういう質疑になるかというのは、  
いろいろ質疑を繰り返すうちに、質疑が質疑を呼んでいくわけだから、  
白井委員が言われたことは、ちょっと私は理解できない。しかし、これ  
は堂々巡りでずっと平行線です。明日の朝までやってもいいけども、全  
体の意見としたら、我々3人は、もう一度、参考人招致として山田議員  
を呼んでもらわないと、このまま政倫審を進められません。その呼び方  
というのも、日時を決めて、正式にここで議決を取って、そうするのか、  
あるいは前回のように会長、副会長に一旦お預けして、交渉を続けてく  
れないかということにしていくのか、あるいは山田議員の参考人招致自  
体をやめましょうというように、方向性を絞って行っていただきたいと  
思います。

奥良秀会長 今、審査会として日時を決めて呼ぶのか、それとも私と副会長と  
山田議員とで調整を行うのか、それとも呼ばないのか、どうしていくの  
かという話がありました。審査を深くしていくのであれば、どのように  
していけばいいのか、皆さんの意見を聞かせていただきたいんですけど、

どうでしょうか。ここで採決したほうがいいのかどうなのか。では、  
暫時休憩させていただきます。

---

午後 5 時 5 0 分 休憩

---

---

午後 5 時 5 5 分 再開

---

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開させていただきます。呼ぶ  
か呼ばないかというお話をさせていただく中で、皆様の意見があれば、  
お聞きしたいと思います。

中島好人委員 僕はずっと呼ぶ根拠について話していたんですけども、なかな  
か根拠が出なかったんです。大井委員が請求書を出す前からつながりが  
あったんじゃないかという点を確認したいという 1 点ほど出ましたんで、  
その辺のところも含みがあるならば、そういう方向でもいいかなという  
感じはあります。意思決定は本人の自由で、100 条委員会を作らん限  
りは、そういうことはできるわけですね。そういうのでいいですよ。

白井健一郎委員 この問題に関しては、会長に一任します。

吉永美子副会長 前回させていただいたように、会長と私と山田議員とで、も  
う少し今日の議論を含めて、具体的に話をさせていただきながら、何と  
か来ていただけないかという話をさせていただけたらと存じます。

奥良秀会長 そのような流れでよろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
早急に山田議員には連絡させていただきまして、3 人で会う機会を作ら  
せていただきます。その後、どのようになったかというのは、また御連  
絡させていただくという形でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
そのほかに漏れはないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）そのほか何か

ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、政治倫理審査会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。

---

午後 5 時 5 7 分 散会

---

令和 4 年（2022 年）12 月 20 日

政治倫理審査会長 奥 良 秀